

子総発 0110 第 1 号
子保発 0110 第 2 号
令和 5 年 1 月 10 日

各 都道府県
市区町村 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

伴走型相談支援と連携した一時預かり事業の利用促進について

子ども・子育て支援施策の推進については、平素より御尽力いただいているところであるが、今般、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を行うため、令和 4 年度第二次補正予算において、「出産・子育て応援交付金」を創設したところである。同事業の実施に当たっては、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することで、相談実施機関へアクセスがしやすくなるとともに、利用料が発生する産後ケア、一時預かり事業等の負担が軽減され必要な支援につながりやすくなることで、ニーズに即した効果的な支援が全ての妊婦・子育て家庭へ確実に届くものと考えている。

一方で、一時預かり事業については、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめ（令和 3 年 12 月 20 日）において、「未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者を一時的に子育てから解放し、肉体的にも精神的にも余裕を生み出す目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用を促進することは、保護者自身のためだけでなく、普段保育所等を利用しないような家庭の状況を把握する点でも重要である。」と報告されており、未就園児を養育する家庭に対するサービスとして、利用を促進することが求められていると同時に、「利用者、事業者双方にとって課題となっている「保育所等を普段利用していない児童を預かる困難さ」を軽減し、保護者や子どもが事前に施設見学やならし預かり、一時預かり事業と併設又は連携が行われている地域子育て支援拠点の利用や相談支援を受けること等により、保護者、事業者双方が相互理解した上で必要に応じて利用を開始するといった事前登録制度を構築することなどが考えられる。」と提言されている。

については、各市区町村において、今後さらに利用者と事業者が相互理解した上で円滑に一時預かり事業の利用につなげていけるよう、別添でお示しする取組例を参考にして、伴走型相談支援と連携した一時預かり事業の利用促進策を講じていただきたい。

(伴走型相談支援について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

電 話：03-5253-1111（内線 4838、4829）

E-mail：syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

(一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

地域保育係

電 話：03-5253-1111（内線 4574、4848）

E-mail：chiiki-hoiku@mhlw.go.jp

(別添)

伴走型相談支援と連携した一時預かり事業の利用促進（取組例）

以下の取組例を参考にして、利用者と事業者が相互理解した上での円滑な一時預かり事業の利用促進を図られたい。

1. 伴走型相談支援において面談等を実施する者の取組

(1) 伴走型相談支援の妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃の面談及び出生後の面談実施時に、面談に使用する子育てガイドで、利用できるサポートとして「一時預かり」をチェックされた者（以下「対象者」という。）に対し、利用が可能な一時預かり事業所の場所・利用料などの案内や利用手続きについて丁寧に説明する。

※対象者が妊娠・出産するにあたって、出生したこどものみならずその兄弟等も一時預かりを利用することを想定して必要な案内を行うことが考えられる。

(2) 出産・子育て応援ギフト申請書に掲記する関係機関への情報提供に係る同意を活用するなどして、一時預かり事業者に対して伴走型相談支援により把握した情報を提供することについてあらかじめ対象者の同意を得る。

(3) (2)において同意を得られた対象者の氏名、住所、電話番号等の基本情報や、子育てガイド等により面談時に把握した情報を一時預かり事業者に提供する。

なお、一時預かり事業者に対して情報提供した後は、2.(1)により対象者あてに連絡があることなどについて理解を求めること。

(4) 対象者のうち、保護者の育児疲れが顕著である場合や、孤独感が強いと認められる場合等には、了承を得た上で、面談の場で一時預かりの予約をするなどして、確実に一時預かりの利用につながるように手配し、適時適切な支援が行えるように留意する。

(5) (4)で予約するなどした対象者が、予約した日時に一時預かりを利用しなかった場合には、関係機関と連携を図り、その後の支援が途切れることのないように留意する。

2. 一時預かり事業者の取組

(1) 伴走型相談支援を実施する者から一時預かりの利用を希望する者の情報の提供を受けた一時預かり事業者は、対象者に電話やメールなどで、施設見学の案内や、利用にかかる手続き方法の周知などを継続的に連絡するなどして利用を促す。

なお、対象者への連絡が過剰にならないよう、留意すること。

(2) 1 (4) の者が、予約した日時に利用しなかった場合、一時預かり事業者から保護者に連絡を取り、状況を確認するとともに、伴走型相談支援を実施する者の他、関係機関と情報を共有する。